五一二一	築城飛行場	春日市	国有	土地…約一、〇〇〇平方メートル 建物…約二〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 二　航空自衛隊春日基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二三	大矢野原・霧島演習場	えびの市	国有	土地…約三四九、〇〇〇平方メートル 建物…約四、二〇〇平方メートル 工作物…門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 二　航空自衛隊霧島中演習場の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二五	健軍駐屯地	熊本市	国有	土地…約一八、〇〇〇平方メートル 建物…約八、七〇〇平方メートル 工作物…約五、〇〇〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 二　航空自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二五	健軍駐屯地	熊本県菊池郡菊陽町、上益城郡益城町	国有	土地…約三五、〇〇〇平方メートル 建物…約五、〇〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 二　航空自衛隊高遊原分屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四一八〇	防府北飛行場	防府市	国有	土地…約一、〇〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として新規提供する。 使用期間…令和八年十月十九日から同月三十日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 二　航空自衛隊防府北基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第27号

人事院は、人事院規則16－３（災害を受けた職員の福祉事業）第６条第１項の規定に基づき、昭和56年人事院公示第９号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年10月１日

人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
１　外科後処置を行う施設として、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第１項の社会復帰促進等事業として設置された病院及び診療所を指定する。	１　外科後処置を行う施設として、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する次の施設を指定する。

名称	位置
北海道中央労災病院	岩見沢市
釧路労災病院	釧路市
青森労災病院	八戸市
東北労災病院	仙台市
秋田労災病院	大館市
福島労災病院	いわき市